

ユースワーカー業務感染症対策マニュアル

ガイドラインをもとに、以下のマニュアルを定める。

来所相談

① 来所前

- ・ 来所予約時に、利用者に発熱等かぜの症状(発熱等かぜの症状咳やくしゃみ、鼻汁、咽頭痛、呼吸困難、全身倦怠感、におい・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、吐き気・嘔吐、発熱など。以下「発熱等かぜの症状」と省略)が1つでもある場合は来所をお断りし電話やオンラインでの対応をする。
- ・ 来所当日の朝(最低面談時間2時間前)に、本人・家族の健康状態を電話で確認し、発熱等かぜの症状がある場合は来所面談を延期する。
- ・ 面談者(面談する職員)は来所日の朝に検温し、発熱(37.5℃以上)がある場合は、出勤自体を中止し、来所面談を延期する。
- ・ 面談室の換気をし、机、椅子、ドアノブ等手に触れる場所をアルコール消毒する。

② 受付場所

- ・ 消毒液を設置し、利用者に手指の消毒¹をしていただく。
- ・ 面談者・利用者共に必ずマスクの着用をする。利用者がマスクを持っていない場合、NPO法人TEDICからマスクを配布する。
- ・ 咳エチケットや手洗いの仕方等を掲示して利用者に周知する。
- ・ 受付で検温をし、健康状態を確認する。

③ 来所面談対応

- ・ 相談室A及び相談室Bは窓がないため、相談室Cのみの使用にする。
- ・ 面談中は利用者に対して2m以上の距離を取るよう机を設置する。
- ・ 同意書や申込書を書いてもらうときなどは、できるだけ利用者と同じ箇所を触らない。
- ・ 面談時間は1時間以内とする。
- ・ 利用者に断りをいれた上で可能であれば、窓を開けさせてもらう。
- ・ 面談者以外の職員は、使用している面談室に近づかない。
- ・ 予約なしの来所があった場合、上長と相談して判断する。

¹ 手指の消毒に関して、冬期等にインフルエンザが流行し消毒液やせっけんが入手困難になった場合はアルコール消毒または石鹸を使用した手洗いいずれかの実施とする。以降の文章でも同様の対応とする。

④ 手洗い場・キッチン・トイレ等

- ・ 石けん、消毒液を用意する。
- ・ 正しい手の洗い方が記載されているポスターを掲示する。
- ・ 共用のタオルの使用を避け、利用者にハンカチ等の持参を求める。使い捨てのペーパータオル等を用意する。
- ・ 洋式トイレの使用後はふたを閉めて水を流すよう表示する。

⑤ 来所後

- ・ 面談終了後、15分の換気をする。換気後、手が触れた箇所を消毒する。
- ・ 面談者は手洗い・うがい・手指の消毒をする。
- ・ 使用した面談室は5分間換気をし、ドアノブ、机、階段の手すり等利用者と面談者の手が触れた場所を消毒する。

個別訪問

① 車両使用

- ・ 送迎に利用する車両は活動開始前後にハンドル、レバー、ドアノブ、シートの消毒を行う。
- ・ 送迎開始前後に5分間車内換気を行う。
- ・ 利用者が車両に乗る際に検温を行う。37.5度以上の発熱がある場合は帰宅させる。
- ・ 車両に乗る際は、利用者・面談者共にマスクを着用する。

② 訪問前

- ・ 面談者は訪問日の朝に検温して発熱等かぜの症状がある場合は、出勤自体を中止し、訪問を延期する。
- ・ チューター、インターンの同行は禁止とする。
- ・ 事前に本人・家族の健康状態を確認し、体調不良、発熱等かぜの症状がある場合は訪問を延期する。
- ・ 社用車での同行について原則禁止とする。やむを得ないケースの場合は対策会議で検討する。
- ・ 社用車を利用して訪問を行う場合は、「①車両使用」に則る。
- ・ 訪問時にはマスク着用をする。
- ・ 手指の消毒をしてから訪問する。

③ 訪問中

- ・ 訪問時、発熱等かぜの症状が1つでもある場合は訪問を延期する。やむを得ない場合は、感染症対策チームに相談をする。
- ・ 訪問先について、人が密集した場所や2 m 以上の距離感を保てない場所、窓などがない室内など密閉された場所は避ける。対象者の自宅の場合、断りを入れた上で可能であれば、2 m以上の距離感を保つ。また、窓を開けさせてもらう。
- ・ 訪問は一時間を目安とする。
- ・ 物の貸し借りは極力避ける。

④ 訪問後

- ・ 社用車を使用した場合、車両使用後は「②車両使用」に則る。
- ・ 訪問終了後、事務所に戻り次第、手洗いと消毒を実施する。

最終更新日 2020/09/12